

(写)

令和6年 2月 13日

大田市長 榎野 弘和様

大田市公共料金に関する審議会

会長 不丹山 誠

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例に定める
手数料の改定について（答申）

令和5年10月31日付け環第10738号-2により諮問のありました標記について、慎重に審議を重ねた結果、結論に至りましたので、ここに答申します。

つきましては、市民及び事業者への影響を考慮し、手数料改定の必要性、改定時期など広く周知するとともに、さらなるごみの減量化を目指し、持続可能な循環型社会の構築に向けて努力されることを期待します。

なお、留意される事項として附帯意見を申し添えます。

1. 手数料の改定について

種別	取扱い区分	単位	手数料	備考
資源物 (プラスチック製容器包装)	収集運搬及び自己搬入	指定袋大(45 リットル) 1枚当たり	22 円	
		指定袋中(30 リットル) 1枚当たり	16 円	
可燃性一般廃棄物	収集運搬分	家庭系	指定袋大(45 リットル) 1枚当たり	60 円
			指定袋中(30 リットル) 1枚当たり	36 円
			指定袋小(20 リットル) 1枚当たり	24 円
	自己搬入	事業系	指定袋大(45 リットル) 1枚当たり	130 円
		家庭系	10kg 当たり(10kg 未満の端数が生じたときは、10kg とする。)	60 円
		事業系	10kg 当たり(10kg 未満の端数が生じたときは、10kg とする。)	130 円
不燃性一般廃棄物	収集運搬分	家庭系	指定袋大(45 リットル) 1枚当たり	60 円
			指定袋中(30 リットル) 1枚当たり	36 円
			指定袋小(20 リットル) 1枚当たり	24 円
	自己搬入	家庭系粗大ごみ	ステッカー 1枚当たり	524 円
		家庭系	10kg 当たり(10kg に満たない端数が生じたときは、10kg とする。)	60 円
		事業系	10kg 当たり(10kg に満たない端数が生じたときは、10kg とする。)	420 円
し尿	収集運搬 (住居、事業所とも)	1回のくみ取り量が 90 リットルまで		1,001 円
		90 リットルを超える場合、18 リットル当たり(18 リットルに満たない端数が生じたときは、18 リットルとする。)		200 円
	処理	18 リットル当たり(18 リットルに満たない端数が生じたときは、18 リットルとする。)		11 円

備考 手数料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2. 改定時期

令和7年4月1日

3. 附帯意見

【資源物、可燃性・不燃性一般廃棄物処理手数料（指定袋）について】

指定袋の導入以降、手数料の改定は消費税率の改正に係るもののみであり、近年、処理経費が増加する中、指定袋の値上げは妥当と考えます。

一方、プラスチック製容器包装用指定袋の価格を据え置くこと、燃やせるごみ・不燃ごみ用指定袋（小）の値下げは、ごみの減量化及び分別を促すものと考えます。

【不燃性一般廃棄物処理手数料（家庭系粗大ごみ）について】

指定袋と同様に、手数料の改定は、消費税率の改正に係るもののみであり、近年、処理経費が増加していますが、件数が年間140件程度であることから、収集方法等の見直しを図り、収集等に係る経費を抑えるよう努めることが必要であり、価格は据え置くことが妥当と考えます。

【可燃性・不燃性一般廃棄物処理手数料（自己搬入）について】

指定袋と同様に、自己搬入に係る手数料の改定は、消費税率の改正に係るもののみであり、近年、処理経費が増加する中、手数料の値上げは妥当と考えます。

【し尿処理手数料について】

し尿処理手数料については、過去に廃止された経過もあるものの、処分に係る費用は年々増加傾向にあるため、再導入はやむを得ないものと考えます。

また、運搬に係る手数料についても前回の改定以降6年を超えていることから、社会情勢の変化や関係業者の状況に合わせた見直しは必要であると考えます。

【改定時期について】

上記手数料の改定については、市民及び事業者に少なからず影響を与えるものであることから、十分な周知・説明が重要です。そのことから、改定は令和7年4月1日とし、周知の際には、ごみの発生抑制や分別に関する情報発信も併せて行い、ごみの減量化や再利用に向けた市民の意識向上を図ることが必要であると考えます。

【今後の手数料の見直しについて】

当該手数料については、今後とも適切な受益者負担となるよう、一般廃棄物の安定的な収集や処理、施設の運営を図るとともに、経費の削減に努め、適時見直しを行う必要と考えます。併せて、見直しにあたっては他自治体との均衡にも考慮するようお願いいたします。